

平成29年度 第1回

# 上大野市民センター運営審議会

日 時 平成29年 7月20日（木）14：00～

場 所 水戸市上大野市民センター 多目的ルーム

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題 議長（市民センター条例第12条第1項）

- (1) 平成28年度事業報告について
- (2) 平成28年度使用状況報告について
- (3) 平成29年度運営方針及び重点目標（案）について
- (4) 平成29年度事業計画（案）について
- (5) その他

4 閉 会

水戸市上大野市民センター運営審議会委員名簿

任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

職名	氏名	住所	電話	備考
会長	川和 幸男			住みよい上大野をつくる会役員
副会長	菊池 正彦			住みよい上大野をつくる会役員
委員	陶 慶一			上大野小学校長
委員	野上 泰男			上大野小学校関係者評価委員
委員	高野 万里子			上大野女性会役員
委員	横須賀 美由紀			上大野小学校P.T.A役員

(順不同敬称略)

# (1) 平成28年度 事業報告について

## 1. 教養講座

### 〈1〉 幸齢者大学

第一回	期 日 内 容 参加人数	6月22日(水) 9:00~16:30 開講式・移動学習「寅さん記念館・柴又帝釈天」 31名
第二回	期 日 内 容 講 師 参加人数	10月20日(木) 14:00~15:00 講習 わが家の防災 「地震・風水害等に備えて」 水戸市地域安全課 22名
第三回	期 日 内 容 講 師 参加人数	12月16日(金) 9:00~11:30 実技「お飾りづくり」 飛田 邦夫 先生 28名
第四回	期 日 内 容 講 師 参加人数	3月6日(月) 10:00~12:00 閉講式・懇談会 場所(上大野市民センター会議室) 講演「認知症予防の脳トレ」 水戸市東部高齢者支援センター 11名

### 〈2〉 女性学級

第一回	期 日 内 容 参加人数	7月7日(木) 7:00~17:00 開講式・移動学習 群馬県「渡良瀬渓谷・富弘美術館」 26名
第二回	期 日 内 容 講 師 参加人数	10月20日(木) 14:00~15:00 講習 わが家の防災 「地震・風水害等に備えて」 水戸市地域安全課 22名

第三回	期 日	12月9日（金） 13：30～15：30
	内 容	実習「クリスマスリースづくり」
	講 師	近藤 佳代子 先生
	参加人数	8名
第四回	期 日	1月19日（木） 10：00～13：00
	内 容	実習「料理教室」（女性学級閉講式）
	講 師	食生活改善推進委員
	参加人数	15名

## 2. 共催事業

### （1）家庭教育学級

第一回	期 日	6月27日（月） 10：00～12：00
	内 容	「幸せになる魔法のしぐさ 一茨城しぐさ一」
	講 師	長谷川 幸介 先生
	参加人数	52名
第二回	期 日	7月28日（木） 9：30～12：00
	内 容	「親と子の料理教室」
	講 師	水戸市食生活改善推進委員 坂場幸子
	参加人数	32名
第三回	期 日	8月2日（火） 9：30～11：00
	内 容	夏休み書道教室
	講 師	安藤 沙都子 先生
	参加人数	10名
第四回	期 日	10月26日（水） 14：00～14：40
	内 容	講話 「家庭教育のあり方」
	講 師	比留間 範之 先生
	参加人数	14名

## 〈2〉その他

### 1. 第55回上大野地区市民運動会

期 日	10月9日(日) 8:30~13:00
参加人数	2,100名

### 2. 上大野地区市民歩く会及び千波湖スポーツフェスティバル

期 日	10月16日(日) 8:00~12:00
参加人数	51名

### 3. 第36回水戸郷土かるた上大野学区大会

期 日	1月15日(日) 8:30~12:30
参加人数	Aブロック 24名 (低学年 3名×8チーム) Bブロック 30名 (高学年 3名×10チーム)

### 4. 第36回水戸郷土かるた中央大会

期 日	2月18日(土) 堀原運動公園内武道館 大道場
参加人数	Aブロック 3名 (低学年 3名×1チーム) Bブロック 3名 (高学年 3名×1チーム)

### 5. 第23回生涯学習ふれあい上大野まつり

期 日	2月19日(日) 9:00~14:30
内 容	芸能発表 定期講座クラブ・一般サークル (カラオケ・フラダンス・民謡・RD フェニックス・吟詠詩舞・舞踊・オカリナ演奏・ピアノ演奏・小学校 児童) 他 作品展示会 定期講座クラブ・一般サークル (籐工芸・生花・パッチワーク・書道・ 手編・ペン習字・七宝焼・洋蘭・小学校児童) 他
参加人数	260名

(2) 平成28年度市民センター利用状況報告書

利用団体、時間帯、曜日、室別

(平成28年4月～平成29年3月)

月別	4月				5月				6月				7月				8月				9月				10月				11月				12月				1月				2月				3月				合計		利用団体、時間帯、曜日、部屋別利用割合	
	区分	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数 %	人数 %																	
市民センター	15	107	22	172	20	160	20	180	13	94	22	178	19	156	20	158	21	168	17	136	20	512	20	163	229	2,184	34.08%	23.66%																								
社教団体	3	59	4	74	1	16	5	54	4	58	7	141	2	39	3	35	4	66	6	152	4	67	3	23	46	784	6.85%	8.49%																								
市・県	5	158	6	151	5	89	8	939	1	17	6	92	8	204	6	126	10	200	8	154	8	127	9	163	80	2,420	11.90%	26.21%																								
その他	30	459	27	343	22	286	32	429	17	153	33	386	26	263	31	422	17	156	28	405	23	221	31	321	317	3,844	47.17%	41.64%																								
合計	53	783	59	740	48	551	65	1602	35	322	68	797	55	662	60	741	52	590	59	847	55	927	63	670	672	9,232	100%	100%																								
午前	26	417	27	336	25	260	26	328	13	111	31	333	26	354	24	347	25	310	22	321	24	351	25	272	294	3,740	43.75%	40.51%																								
午後	13	165	17	188	14	169	24	294	12	106	25	246	18	187	19	176	18	173	26	325	21	213	23	239	230	2,481	34.23%	26.87%																								
夜間	14	201	13	191	9	122	13	151	10	105	11	197	9	94	12	124	7	82	7	77	8	97	15	159	128	1,600	19.05%	17.33%																								
午前～午後		2	25		1	9			1	21	2	27	5	94	2	25	4	124	2	266						19	591	2.83%	6.40%																							
午後～夜間																									0	0	0.00%	0.00%																								
午前～夜間								1	820																1	820	0.15%	8.88%																								
合計	53	783	59	740	48	551	65	1602	35	322	68	797	55	662	60	741	52	590	59	847	55	927	63	670	672	9,232	100%	100%																								
月曜日	9	86	11	104	11	113	11	112	5	45	11	103	9	78	10	87	11	99	12	147	9	89	10	89	119	1,152	17.71%	12.48%																								
火曜日	10	98	11	81	11	97	11	96	12	103	14	132	12	122	11	121	12	122	16	147	14	118	14	127	148	1,364	22.02%	14.77%																								
水曜日	10	107	7	69	9	137	11	139	6	41	11	127	11	113	12	131	11	116	8	77	12	110	11	114	119	1,281	17.71%	13.88%																								
木曜日	8	208	11	217	4	66	9	127	3	58	10	175	6	95	6	105	4	78	6	96	7	120	10	154	84	1,499	12.50%	16.24%																								
金曜日	5	51	6	69	3	24	5	46	4	27	5	39	7	124	4	58	9	124	5	86	4	41	5	35	62	724	9.23%	7.84%																								
土曜日	5	51	8	97	7	87	10	128	1	7	10	112	7	98	11	135	4	41	6	87	6	167	10	121	85	1,131	12.65%	12.25%																								
日曜日	6	182	5	103	3	27	8	954	4	41	7	109	3	32	6	104	1	10	6	207	3	282	3	30	55	2,081	8.18%	22.54%																								
合計	53	783	59	740	48	551	65	1602	35	322	68	797	55	662	60	741	52	590	59	847	55	927	63	670	672	9,232	100%	100%																								
ホール	33	538	33	466	31	402	33	1262	16	144	36	491	30	409	32	468	29	378	30	546	36	740	34	411	373	6,255	55.51%	67.75%																								
和室	2	16	2	16	1	10	1	10	3	22	3	31	3	42	3	45	3	25	5	59	4	43	2	20	32	339	4.76%	3.67%																								
会議室	18	229	23	241	15	124	28	266	16	156	27	251	20	173	20	171	18	164	22	221	13	120	26	223	246	2,339	36.61%	25.34%																								
調理室		1	17	1	15	3	64		2	24	2	38	5	57	2	23	2	21	2	24	1	16	21	299	3.13%	3.24%																										
合計	53	783	59	740	48	551	65	1602	35	322	68	797	55	662	60	741	52	590	59	847	55	927	63	670	672	9,232	100%	100%																								

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	利用団体、時間帯、曜日、部屋別利用割合		
図書室		2	3	8	3	2	0	1	0	2	1	2	0	24	0.00%	

## 平成29年度 水戸市上大野市民センター運営方針及び重点目標

### 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられるまちを形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

上大野市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努め、さらには、東日本大震災での経験を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

## 重 点 目 標

### 第1 地域コミュニティ活動の支援

#### 1 地域コミュニティ活動の自立支援

地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決に向け作成した上大野地区コミュニティプランに基づく活動ができるよう、地域コミュニティ活動の自立を支援する。

#### 2 地域コミュニティ推進体制の充実・連携強化

##### (1) 住みよい上大野をつくる会の組織の充実・強化

魅力ある町内会づくりを支援し、行事等への参加を促進しながら、住みよい上大野をつくる会の組織の充実・強化を図る。

##### (2) 後継者育成の推進

地域コミュニティ活動に関連する研修会の実施等により、地域を支えるリーダーや中堅幹部の育成を図る。

##### (3) 地域コミュニティに関する制度や活動状況等の情報提供

地域コミュニティに関する制度や地域の活動状況を広く知らせることは、住みよい上大野をつくる会への加入促進にもつながることから「ふれあい上大野」や回覧板、広報みと等を活用し、広く地域住民に情報を提供。

#### 3 市民センターの機能充実

上大野市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、利用状況や地域の実情等を的確に把握し、施設の機能充実を図る。

#### 4 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、防災対策委員会や水戸市防災・危機管理課との連携を図る。

## 第2 生涯学習活動の推進

### 1 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点である上大野市民センターにおいては、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、超高齢社会への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会の提供に努める。

また、上大野市民センターの一般教養講座・教室・クラブ等、みと好文カレッジの事業を総称した『みと弘道館大学』が市民に親しまれ、生涯学習が市民のライフスタイルに定着し生涯にわたって学び続けることができるような学習機会の提供に努める。

#### (1) 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### (2) 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくために、女性学級、幸齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。

#### (3) 家庭教育学級（ふれあい学級）等の開催

家庭は、子供が基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割がある。

これまでの家庭教育学級の内容に加え、家庭が本来果たすべき役割を見つめ直し、親の役割、子供の心の理解、躾など家庭での教育について考え、学び合う家庭教育学級を上大野小学校等と連携して開催する。

### 2 学習の成果を活かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに活かせるよう支援するとともに、地域内の人材の掘り起こしを進め、地域の活性化や特色あるまちづくりにつながっていくよう環境づくりに努める。

#### (1) 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用に努める。

#### (2) 学習活動の成果を発表する場の提供

上大野市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、学習の成果を発表する場を提供することにより、学習者同士の交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

#### (3) 学習の成果を地域活動に活かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に活かすことは、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。上大野市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につながるよう人材の育成と活用に努める。

#### (4) 事業評価に基づく事業の推進

上大野市民センターの講座や事業に参加した市民が、日常生活の中で学習の成果をどのように活かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を自己評価し、効果的な事業運営に努める。

### 3 学校、家庭、地域の連携の強化

学校、家庭、地域が目標を共有し、それぞれが連携して地域社会全体の教育力の向上に努める。

上大野市民センターにおいては、それをつなぎ結ぶ地域拠点としての機能を十分發揮する。

#### (1) 次代を担う子供たちの「生きる力」を育む

学校、家庭、地域が相互に連携を図りながら、様々な形で異年齢集団との交流や大人と接する事業など、子供たちが直接体験する場を提供し、社会全体で次代を担う子供たちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

#### (2) 社会全体で支える家庭教育

子供たちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、学校、家庭、地域が一体となって子供たちの成長を温かく見守りながら、家庭教育を社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(2) 平成29年度 事業計画の概要（案）について

月	日	主催事業	日	関連事業(住みよい上大野をつくる会等)
4			10	女性会 総会
5			18	高齢者クラブ総会
			18	住みよい上大野をつくる会 総会
			23	花苗配布（ベコニア）
6	22	幸齢者大学 開講式・移動学習	8	花苗配布（サルピア・マリーゴールド・アゲラタム）
			18	地区球技大会
7	6	女性学級開講式・移動学習	上旬	地区花壇コンクール
			2	那珂川水系クリーン作戦
8			1	家庭教育学級（書道教室）
			3	親子料理教室
			7	親子ふれあい教室
			8	防災対策委員会
			27	地区敬老会
9				
10	中旬	幸齢者大学講習	1	東部ブロック球技大会
	中旬	女性学級 講習	8	市民運動会
11	中旬	婦人防火クラブ講習	15	地区歩く会
			下旬	家庭教育学級 講習会
12			2	お楽しみ食事会
			中旬	防災訓練
			22	ごみ対策視察研修会
1	上旬	女性学級実技（クリスマスリース）		
	18	幸齢者大学 お飾りづくり		
2	中旬	女性学級 閉講式（料理教室）	中旬	地区郷土かるた大会
			25	防災対策視察研修会
3			上旬	家庭教育学級講演会
			中旬	中央地区郷土かるた大会
			中旬	花苗配布（パンジー）
			18	ふれあい上大野まつり
3	上旬	幸齢者大学閉講式兼講演		

## ○水戸市市民センター条例（抜粋）

### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

### (事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

### (使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付すことができる。

### (使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

### (権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

### (使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならぬ。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。